

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志



第14条第1項の許可を受けた者である
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年 9月30日
令和 4年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん (上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 8日 (当初許可)

平成16年11月13日 (代表者変更 (旧: 平原 道康))

平成17年 8月 8日 (更新許可)

平成22年 8月 8日 (更新許可)

(裏面に続く)

(裏 面)

平成27年 9月30日 (変 更 許 可)

燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉋さい、がれき類、ばいじん（上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上14種類の追加

平成27年 9月30日 (優 良 認 定)

平成27年 9月30日 (更 新 許 可)

令和 元年11月 1日 (代 表 者 変 更 (旧 : 小 林 友 則))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無